

# タイ法人税減税は直接投資を増加させるか？

内閣府<sup>(1)</sup>

櫻井 宏明

## 1. はじめに

タイでは2011年夏の選挙の結果、アピシット党首が率いるタイ民主党が敗北し、インラック首相率いるタイ貢献党が与党の座についた。

同党の数ある政権公約の中で、大きな柱の1つが法人税率の引き下げと最低賃金引き上げである<sup>(2)</sup>。当時の政権与党であるタイ民主党は、最低賃金25%上昇を提言したのに対し、タイ貢献党は最低賃金を4割以上引き上げ全国一律日額300バーツとするかわりに法人税率を2年内に30%から20%まで引き下げるものであった（櫻井、杉田（2012））。また、法人税引き下げに際し、タイ貢献党関係者は、最低賃金引上げに伴う企業負担とマクロ的に中立にするとともに、特に外資誘致に資することを期待している旨主張していた。

こうした政策効果の評価は重要なものであるが、タイの法人税減税の影響について調査した研究はまだ存在しない。このため、本稿では、タイ法人税減税の効果について、①加速度モデルを使用しタイ法人税減税が設備投資を増加させうるか、②タイ直接投資の要因をいくつかの説明変数を使用したプールデータで確認することで、法人税減税が直接投資を増加させうるか、について考察することとしたい。

以下では、2.においてタイ法人税制の変更について概観した後、3.で先行研究に関し概観し、4.で試算を行う。5.においてまとめることとしたい。

## 2. タイ法人税制の変更

法人税率引き下げは国際競争力強化及び投資促進に資するため、2011年10月11日の閣議で決定された（รัฐบาลไทย（2011））。その内容は、2011年夏の選挙時点では30%であったタイの法人税率を、2012年は23%、2013年からは20%に引き下げるのこととしたものである<sup>(3)</sup>。同閣議決定資料によると、この法人税改革で政府には2013年で525億バーツ、最終的に1500億バーツの減収が生じるという。

タイの法人税率は1986年に40%から35%に、1992年に35%から30%に引き下げられ、その後30%のまま推移していた。法人税に関する制度は公益法人に関する例外など細かい制度はあるものの、上場企業に関してはこの制度変更が大きく影響を与えることが考えられる。

### **3. 法人税減税の効果に関する先行研究**

法人税減税の効果は日本でも古くから研究されてきたところであり、その手法も多岐にわたる。ここでは本稿に関連する先行研究を以下の通り簡便に整理した。

#### **(1) 法人税減税が企業行動に与える影響に関する先行研究**

経済理論としてはトービンの  $q$  を計測し、法人税の影響を探るものである。ただし、実証面ではあてはまりが悪い。日本では法人税減税が設備投資に与える影響としてGDPやキャッシュフローを用いて設備投資を説明する加速度モデルを使用する例が多い。当てはまりはよいが、企業行動を説明するモデルではないことに留意が必要である。

#### **(2) 法人税減税が対内直接投資に与える影響に関する先行研究**

直接投資を投資受け入れ国や投資国のGDP、法人税率の差、労働コストの差、為替やインフレ率といった要因を含むプールデータで説明するものである。

先行研究はたくさんあるものの法人税減税の影響に関する定量的な評価はタイではほとんどなされていない。このため、本稿では、法人税減税がタイ国内立地企業に与える影響について、加速度モデルをタイについてあてはめることで、タイ国内に与える影響と、プールデータによりタイへの資本流入へ与える影響を確認することで、法人税率減少が与える影響を概観する。

### **4. 本稿での考察方法**

#### **(1) タイにおける加速度モデルの利用**

加速度モデルは内閣府（2002）にならい、下記の式とする。

$$I = \alpha + \beta G D P + \gamma K_{-1} + \delta C F + \varepsilon A R \quad (1)$$

I : 設備投資（「国民経済計算」から）

G D P : 国内総生産（「国民経済計算」から）

K : 資本ストック

A R (1) : 1階の自己階差（この場合1期前（1年前）の設備投資額）

C F (キャッシュフロー)

= (経常利益 × (1 - 法人税率) + 減価償却費) / G D P デフレータ

経常利益は類似の概念である企業所得をもって代用（中村（1999）による）

減価償却費は資本減耗をもって代用

データ期間は1992年～2010年までの19年間である。

計算結果は表1のとおり。

表1 タイの加速度モデル結果概要

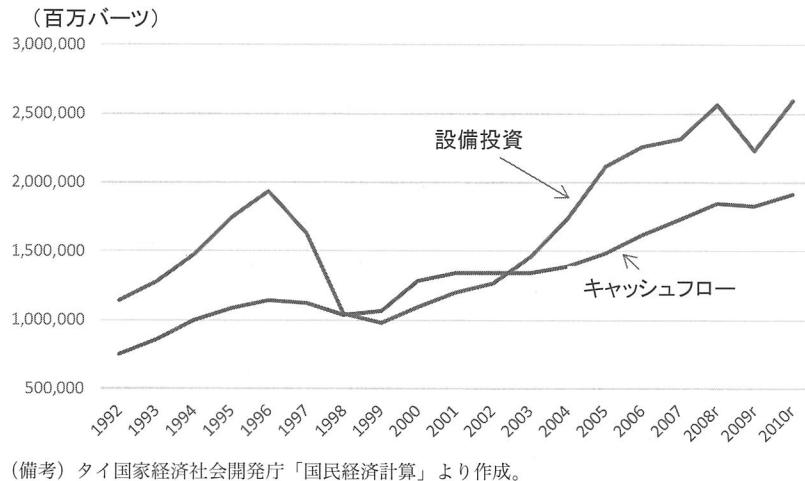
	実数				
定数項	-129407 (-0.479)	-141495 (-0.532)	-173666 (-0.573)	-349227 (-1.250)	-393007 (-1.245)
GDP	0.767025 (4.866)	0.668497 (7.500)	0.695967 (4.856)	0.671808 (7.984)	0.616652 (3.371)
資本ストック	-0.15217 (-5.332)	-0.13489 (-7.878)	-0.14364 (-3.665)	-0.14187 (-8.505)	-0.13334 (-4.403)
キャッシュフロー	0.830958 (1.556)	0.794809 (1.518)	0.82486 (1.487)	1.044893 (1.686)	1.068914 (1.986)
ダミー変数 (97年以降=1)			54451.42 (0.250)		
ダミー変数 (96~99年=1)				139636.4 (1.686)	164468.3 (1.467)
1年前の設備投資	-0.13429 (-0.763)				0.075979 (0.343)
R <sup>2</sup>	0.92987	0.931824	0.927279	0.939285	0.94295
	対数				
定数項	-0.95184 (-0.543)	-0.80593 (-0.453)	-0.85818 (-0.444)	-2.94693 (-1.699)	-3.12227 (-1.654)
GDP	2.865802 (5.043)	2.303129 (6.745)	2.281144 (5.298)	2.319956 (7.954)	2.161048 (3.533)
資本ストック	-2.09272 (-5.621)	-1.69401 (-9.151)	-1.6563 (-3.573)	-1.85928 (-10.892)	-1.76222 (-4.765)
キャッシュフロー	0.664928 (1.597)	0.563311 (1.358)	0.546744 (1.169)	0.89391 (2.371)	0.89841 (2.302)
ダミー変数 (97年以降=1)			-0.01489 (-0.089)		
ダミー変数 (96~99年=1)				0.129127 (2.564)	0.142214 (2.089)
1年前の設備投資	-0.22961 (-1.228)				0.06554 (0.299)
R <sup>2</sup>	0.924317	0.921759	0.916218	0.94295	0.93898

設備投資を説明する変数としてGDP、資本ストックは1%有意であるが、キャッシュフローは有意に働かず、加速度モデルでは法人税減税によりタイ国内企業は必ずしも影響を与えるとはいえないことが示された。

そこで、タイの設備投資金額と計算されたキャッシュフローを比較すると図2のとおりである。この背景には、タイは97年危機を経験し、キャッシュフローに対する考え方方が大きく変化したことが推察される。しかしながら、97年以降、96~99年の2通りでダミー変数を入れても、有意になるのは対数の96~99年にダミーを入れたケースのみである。

このように、タイでは必ずしも加速度モデルはきれいにあてはまるわけではない。

図2 タイの設備投資とキャッシュフロー



(備考) タイ国家経済社会開発庁「国民経済計算」より作成。

## (2) 直接投資への影響

タイ政府当局が法人税減税により効果を上げたいと考えている外資誘致について、以下では佐藤（2010）を参考にタイ法人税減税が直接投資に与える影響について確認してみたい。

推計式及びデータは下記のとおりである。

$$\ln(FDI_{ht}) = \alpha_1 \ln(FDI_{ht-1}) + \alpha_2 TAX_{ht} + \sum \beta_k X_{k,ht} + \mu_{ht} + u_{ht}$$

$FDI_{ht}$ : t期のh国（投資国）からタイへの直接投資

$TAX_{ht}$ : t期のh国とタイの法人税率の差分

$X_{1,ht}$ : t期のタイ実質GDP（対数値）

$X_{2,ht}$ : t期のh国の実質GDP（対数値）

$X_{3,ht}$ : t期の実質為替レート（対数値）投資国であるh国の対タイバーツレート

$X_{4,ht}$ : t期の投資国の貿易コスト（100 - （輸出輸入比率の対GDP比））

$X_{5,ht}$ : t期のタイのインフレ率

データに関する注意点は以下のとおり。

開発途上国のデータ制約は大きい。今回の推計では上記全データを採用できる18か国・地域<sup>(4)</sup>の2002年～2012年を対象とした。2012年のデータでは18か国・地域からの直接投資は全体の9割を超えている。

直接投資データはタイ投資庁（Board of Investment）が公表する直接投資データのうち

certificateが与えられたものとした。このデータはタイ政府の投資奨励業種（製造業のうち8種類）であり、非製造業は含まないこと、国と国の間で動いた資金というよりは内部留保も含めていること、複数国からの直接投資について二重計上などがあること<sup>(5)</sup>、などに注意を要する。こうした問題はあるものの、1985年から国別に継続的にとれる唯一の直接投資データである。

法人税率については、問題があることは承知するも、国税の表面税率を使用している。OECD加盟国はOECD Tax Databaseから、非加盟国はJETROの「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較」から採用した。

タイの実質GDPはタイ国家経済社会開発庁（NESDB）から取得。ただし、四半期速報（QE）と年報で実質値の取り方が異なるため、四半期速報の数値を採用した。

各出資国の実質GDPはIMFのIFSから取得した。IFSのデータ制約上、2005年=100とした指標となっている。

貿易コストは100-（輸出輸入比率）であり、タイ国家経済社会開発庁（NESDB）が公表しているSNA統計から計算している。

タイの為替レートはタイ中央銀行の公表値である。ただし、2002年以降のみの公表となっており、データ制約要因となっている。

タイのインフレ率は商務省が公表しているが、データ蓄積があるタイ中央銀行のホームページより消費者物価指数の総合を採用している。

国別の固定効果推定によるパネル分析結果は表3のとおり。法人税率の差分、タイ実質GDP、投資国の実質GDPを必ず入れる説明変数とし、為替レート、貿易国コスト、タイのインフレ率を加えた。

法人税率については差分が大きいほど直接投資が増加するという符号条件は一致しており、推計の幅も0.017から0.019と安定的になっている。しかしながら、いずれの推計も有意となっておらず、データを長期化した際に有意になるか、後の課題としたい。また、この他の変数についても符号条件は満たしている。ただし、今回の推計では、有意に説明されるのが、タイの実質GDPと為替レートのみであった。

次に、ラグ付被説明変数として1期前の設備投資を加えた国別固定効果による推計結果は表4のとおりである。結果のうち大半は表3と類似しているが、符号条件においては、1期前の直接投資がマイナスとなっていることである。これは、大型案件の翌年には反動減が出るなど、タイ投資庁が公表する直接投資統計の特徴を反映した特有の事情であることが考えられる。

表3 推定結果（被説明変数：h国からタイへの直接投資）

推計式	①	②	③	④	⑤
法人税率の差分 (TAX <sub>ht</sub> )	0.017348 (0.400782)	0.021748 (0.497658)	0.01791 (0.418269)	0.019796 (0.451511)	0.018598 (0.422792)
タイ実質GDP (X <sub>1,ht</sub> )	2.440586 (1.952512)	1.605747 (1.484666)	2.412959 (2.204370)	1.871394 (1.636260)	1.367216 (1.205584)
h国の実質GDP (X <sub>2,ht</sub> )	-0.000959 (-0.099773)	0.003631 (0.462328)	-0.000234 (-0.029981)	-0.000235 (-0.024724)	0.003943 (0.500623)
タイバーツ為替レート (X <sub>3,ht</sub> )	0.079177 (2.767680)		0.080303 (2.923017)		
貿易コスト (X <sub>4,ht</sub> )	-0.013961 (-0.143631)			-0.067464 (-0.722654)	
タイのインフレ率 (X <sub>5,ht</sub> )	0.002475 (0.045575)				0.03684 (0.709391)
自由度修正済決定係数	0.659414	0.648876	0.663229	0.647925	0.647887
サンプル数	198	198	198	198	198

表4 1期前の直接投資を加えた推定結果

推計式	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1期前の直接投資 (FDI <sub>ht-1</sub> )	-0.120643 (-1.582591)	-0.089438 (-1.166948)	-0.119360 (-1.582337)	-0.089776 (-1.169775)	-0.096876 (-1.254816)
法人税率の差分 (TAX <sub>ht</sub> )	0.013606 (0.315210)	0.019535 (0.447040)	0.014690 (0.344140)	0.017555 (0.400434)	0.015564 (0.353868)
タイ実質GDP (X <sub>1,ht</sub> )	2.56155 (2.054256)	1.718255 (1.584019)	2.619002 (2.38537)	1.986911 (1.732620)	1.440937 (1.270952)
h国の実質GDP (X <sub>2,ht</sub> )	-0.000875 (-0.091448)	0.003526 (0.449374)	-0.000642 (-0.082554)	-0.000378 (-0.039811)	0.003892 (0.494974)
タイバーツ為替レート (X <sub>3,ht</sub> )	0.084219 (2.938329)		0.085863 (3.113166)		
貿易コスト (X <sub>4,ht</sub> )	-0.007029 (-0.072549)			-0.06812 (-0.730436)	
タイのインフレ率 (X <sub>5,ht</sub> )	0.010845 (0.199586)				0.044276 (0.848435)
自由度修正済決定係数	0.662333	0.649592	0.666082	0.648661	0.649033
サンプル数	198	198	198	198	198

## 5. おわりに

本稿では、日本の法人税減税においてよく使用された加速度モデルは97年危機を経験したタイではあてはまりにくいことが示された。一方で、タイの法人税率低下が設備投資や直接投資に与える影響についてはまだよくわからない（まだ研究が必要である）点が示された。

最後に今後の課題について述べておきたい。まず、データセットの改良である。本稿では無料で入手できる為替データが2002年から、などの制約があり、推計期間が短くなっているが、以前のデータを入手すれば延長することは可能である。また、法人税率が表面税率であることは問題であり、実効税率を計算する必要がある。さらに、発展途上国では分配面の統計がきちんと整備されていないことから雇用者報酬を得られにくく労働コストの差を今回の説明変数に入れることができなかつた。こうしたデータを入れ込み推計期間を延長すると結果は変わってくる可能性がある。

次に、推計手法である。現在のところ得られるデータは2012年までであり、過去の経験から影響を推計する形式になっているが、今後2014年には20%まで税率が低下し、その効果に関するデータが観測できるようになる数年後にはより的確に影響を計測できるようになることが想定される。

さらに、タイという位置づけである。タイへの直接投資はその4割近くを日本が占めている。制度的には連結決算をしている日本企業などにとって、タイの法人税率が低下しても日本の法人税が増加するのみでそれをもって行動が変更しないことが想定される。

以上のような課題は残るもの、タイに立地している日系企業は7千社、在留邦人は5万人近くともいわれるなか、タイの政策が日本に与える影響も大きくなっていることが想定される。このため、こうした政策効果を定量的に検証する試みは重要と考えられ、本稿が一つの材料となれば望外の喜びである。

### 注

- (1) 2009年7月～2012年8月まで在タイ日本大使館勤務。なお、本稿については筆者個人の見解であり、筆者の所属する（した）組織ないし日本国政府の見解ではない。
- (2) 2010年にタイで発生した騒乱を機に所得分配に対する世論が高まったもの。
- (3) なお、タイの日系企業の大部分は日本に納税義務が発生する他、タイの投資恩典では進出地域により3～8年の納税免除があるため、現地に進出した日系企業は必ずしもタイの法人税課税対象とはならない。
- (4) 日本、香港、韓国、シンガポール、中国、マレーシア、インドネシア、インド、アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、ドイツ、スイス、フランス、イタリア、オランダ
- (5) たとえば、日本から50%、アメリカから50%投資された案件の場合、日本にも100%、アメリカにも100%の金額が計上される。

### 参考文献

櫻井宏明、杉田伸樹（2012）「タイの経済格差とその対策」『経済科学』第60巻第1号、pp.41-49.

佐藤智紀（2010）「法人税と海外直接投資の実証分析」『フィナンシャル・レビュー』平成22年第3号（通巻第101号）、pp.179-192.

内閣府（2002）「我が国企業の法人所得税負担の実態について」政策効果分析レポートNo. 13.

中村洋一（1999）「SNA統計入門」日本経済新聞社.

รัฐบาลไทย（2011）“สุปชาระประชุม กันที่ 11 ตุลาคม”（タイ政府『内閣から会議ニュースの要約（閣議決定要旨）：10月11日』）2011年.